

改正小型無人機等飛行禁止法の概要

- 小型無人機等の飛行による空港機能の阻害を防ぐため、国土交通大臣が指定する空港の周辺上空での小型無人機等の飛行を原則禁止。
- 警察官等による退去命令、飛行妨害、機器破損等に加え、空港管理者による巡視、滑走路閉鎖、飛行妨害等の措置も規定。

飛行禁止の対象施設

- **国の重要な施設等** (国会議事堂、総理大臣官邸、皇居等)
 - **外国公館等**
 - **原子力事業所**
 - **防衛関係施設** (自衛隊施設・米軍施設)
- ※ラグビーW杯・オリパラ期間は、特別措置法により大会会場等 (文部科学大臣指定)、空港 (国土交通大臣指定) の周辺上空も飛行禁止



新設

○ 空港

国土交通大臣が警察庁長官と協議して必要な空港を告示で指定

<飛行禁止空域>

対象施設/敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)

周囲おおむね300mの上空
(イエロー・ゾーン)



飛行禁止に係る措置

<飛行禁止の対象>

- ① **小型無人機**…ドローン、ラジコン飛行機 等
- ② **特定航空用機器**…気球、パラグライダー 等

<違反に対する命令・措置等>

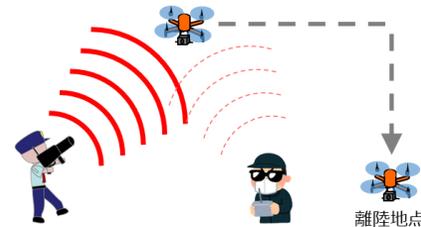
- 警察官等は以下の命令・措置をとることができる
 - ・機器の退去その他の必要な措置をとることの命令
 - ・小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置

新設

- 空港管理者は、巡視や滑走路閉鎖等に加え、レッド・ゾーン上空を飛行する違法な小型無人機に対して命令や飛行妨害等を行うことができる。

- 罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飛行の妨害のための措置例 (電波妨害)



<飛行禁止の例外>

空港管理者又はその同意を得た者による飛行

(都道府県公安委員会等への事前通報が必要)